平成２６年（フ）第７０９号
神戸市長田区高取山町２丁目１番10号
破産者　タコバーガーこと　川中　雄介
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８号
北海道滝川市新町３丁目１番15号
破産者　藤井興産株式会社
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１９１４号
横浜市戸塚区戸塚町4893番地
破産者　有限会社藤乃家
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０４号
岐阜県関市戸田1236番地
破産者　有限会社新成工業
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
三重県松阪市田村町966番地
破産者　アポロ印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７６号
山口県下関市一の宮町１丁目２番12号
破産者　株式会社新下関
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
山口県下関市豊北町大字粟野1716番地
破産者　株式会社宮迫土木
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
最後の住所山口県下関市大字福江1456番地２
破産者　亡村尾義久相続財産
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
香川県木田郡三木町大字池戸3347番地１
破産者　株式会社四国林業
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第５２２号
栃木県宇都宮市中里町239番地10　フォルトゥーナ102
破産者　佐々木正彦
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０３号
群馬県高崎市江木町118番地
破産者　有限会社白石タイヤ商会
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４３４号
東京都八王子市並木町21―15、開始決定時の住所東京都八王子市緑町65番地14
破産者　新村　　卓
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４号
静岡県富士市中里字大坪新田添2608番地の57
破産者　昭和特殊グラビア株式会社
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４１７号
岐阜県瑞穂市十八条813番地
破産者　レディスファッションちづこと　木寺　賢次
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
静岡県浜松市中区和合北４丁目３番３号
破産者　有限会社伊慎管財
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
長崎県大村市今津町690番地１
破産者　株式会社清水工務店
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４２２号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番７号　第二エスビーハイツ110号
破産者　酒井萌々子（旧姓田上）
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００号
群馬県太田市大島町甲1118番地２　ソアレ八幡台303号、破産開始決定時の住所神奈川県厚木市上荻野840番地１　ラ・エスポワールＤ203
破産者　浜﨑　周太
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２９号
静岡県富士市三ツ沢486番地の７
破産者　菊池　繁美
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３６号
静岡県富士市吉原４丁目24番14―404号
破産者　平井　　唯
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部